

## 公正取引委員会競争政策研究センター第10回公開セミナー

テーマ 「国際事案に対する競争法の適用」  
講師 松下 満雄 氏  
(成蹊大学大学院法務研究科教授・東京大学名誉教授)  
コメンテーター 菅久 修一 氏  
(公正取引委員会事務総局官房国際課長)  
司会 鈴木 興太郎 氏  
(一橋大学経済研究所特任教授・競争政策研究センター所長)  
日時 平成19年11月9日(金) 15:00~16:30  
会場 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟  
公正取引委員会大会議室(11階)

### プログラム

1. オープニング (15:00~15:05)  
競争政策研究センター所長 鈴木 興太郎 氏
2. 講演 (15:05~16:05)  
「国際事案に対する競争法の適用」  
成蹊大学大学院法務研究科教授・東京大学名誉教授 松下 満雄 氏
3. コメント (16:05~16:15)  
公正取引委員会事務総局官房国際課長 菅久 修一 氏
4. 質疑応答 (16:15~16:30)
5. クロージング  
競争政策研究センター所長 鈴木 興太郎 氏

## 1. オープニング (15:00~15:05)

競争政策研究センター所長 鈴木 興太郎 氏

鈴木：本日の公開セミナーは、競争政策研究センターが定期的で開催している公開セミナーシリーズの一環です。本日は非常に御多忙な松下先生に御協力いただき、「国際事案に対する競争法の適用」というタイトルでの御講演を頂くことになっています。

大変御高名な松下先生でありますので、本日おいでの皆様方はもちろん御承知だと思いますが、松下先生は、米国のチュレーン大学大学院を修了して Ph.D (Doctor of Philosophy: 博士号) をお取りになり、東京大学大学院の博士課程を修了して法学博士になられました。上智大学、東京大学において長きにわたって教鞭をお執りになり、また日本の国際経済法分野の権威として、我々を含め非常に多くの後進に対して主導的な役割を果たしてきていただいています。先生の多彩なキャリアの中ではWTOの上級委員として5年間の御経験を積まれており、現在でもWTOにてしばしばお仕事を御貢献していただいています。

今日のテーマに関しましては、誠に他に得難い先生においでいただけたと思っております。これから早速御講演をお聞きして、その後に予定討論者としてコメントをいただくステップがございます。最後に質疑応答の時間が非常に短いのですが少し取っておりますので、あらかじめ講演及びコメントを聞きながら、もし御質問があればそれをコンパクトにまとめていただいて、後で討議の機会をつくらせていただきます。

これだけ申し上げて、早速本題の講演に入ります。松下先生、どうぞよろしくお願いたします。

## 2. 講演

( 15 : 05 ~ 16 : 05 )

### 「国際事案に対する競争法の適用」

成蹊大学大学院法務研究科教授・東京大学名誉教授 松下 満雄 氏

松下：鈴木先生，御親切な御紹介をありがとうございました。また今日は公正取引員会競争政策研究センターにお呼びいただき，誠に光栄でございます。心から御礼申し上げます。

私に与えられた課題は，「国際事案に対する競争法の適用」ということです。どのようなことをお話しすればよいか，いろいろと迷ったのですが，管轄権の問題もありますので，こういった問題には域外適用というところから始まっている面もあります。そこでこの辺から申し上げて，最近の国際協力の問題やリーニエンシーといったことにも若干触れるということにしたいと思います。

まず，域外適用というものについて申し上げます。これは一体何なのか。専門家の方も多いと思いますので申し上げるまでもないかもしれませんが，要するに外国で行われる行為に自国独禁法を適用することを域外適用といいます。この域外適用にはいわゆる実体法の域外適用と手続法の域外適用の両面があります。話が煩雑になりますので，今日は実体法を中心に申し上げます。

なぜ域外適用という問題が起きてくるのかというと，結局これは企業活動が国際化する，あるいは英語で *transnational* という言葉を使いますが超国家化して，国家を超えた活動が行われることに対し，現在規制当局はヨーロッパ共同体を除けば基本的に国家の機関であり，国家の権限はその国家の中で終わります。しかし，企業活動は国際的に行われます。ここに一つの矛盾があります。そうすると，規制当局としてはどうしてもある程度管轄権を拡大せざるを得ない状況になります。ところがこれを拡大すると，今度は外国の規制権限と衝突するという問題が生じてきます。

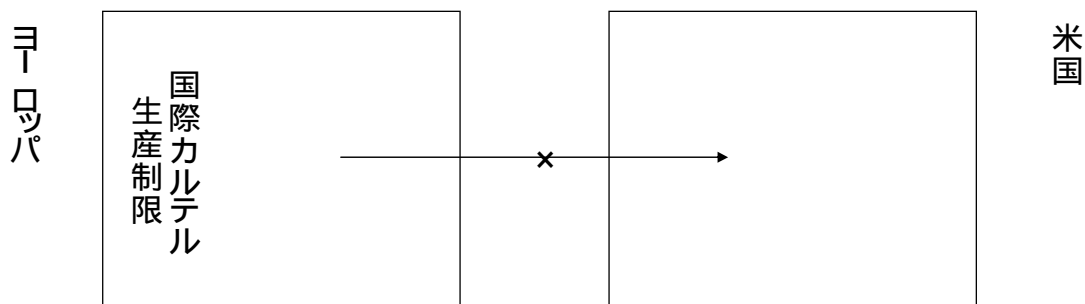
そこでいわゆる国際法の分野でも域外適用はある程度認められており，自国の法律は自国の中だけということでは必ずしもなく，外国で行われたことでも国内に有害な結果が生じれば規制できる場合があります。これは一応国際法でも認められた原則ではあるのですが，ただ，それにも限界があります。

こういった域外適用関係が最も大規模に展開したのは米国の反トラスト法ですので，これに即して申し上げたいと思います。

全体的にみると，当時は米国独禁法の適用範囲はかなり狭く限定されていたのですが，米国企業の活動がだんだんと国際的に広がるにつれ，米国の独禁法の適用範囲もだんだんと広がってきている傾向がみられると私は思います。例として，アメリカン・バナナ事件を挙げてみました。これは1909年の事件ですから，随分昔です。この当時の考え方はやはり「米国法は自国の中で起きたことだけに適用される。したがって外国で起きたことには適用しない」という原則でした。これを属地主義といいます。ところが1945年になると考え方が大幅に変わってきており，「外国で行われた行為でも，米国内にその違反の効果が生ずれば適用できる」というふうになっています。これを効果主義と呼んでいます。

そこで，アルコア事件ですが，図1の概念図を御覧ください。

図 1



### 輸出制限

ヨーロッパ、米国とありますが、これはヨーロッパの中でヨ - ロッパ企業が国際カルテルをやったという事件です。内容は生産制限です。この結果何が起きるかという、簡単に言えば米国に輸出されるアルミニウムの数量が減るのですが、一応米国の中では外国企業の活動はないという前提になっています。外国で行われたカルテルの結果、米国への輸出数量が減ったという場合、この国際カルテルに米国法を適用できるかということが問題点になるわけです。このアルコア事件の判決において、外国企業が外国で行った行為でも、これが米国に違反の効果を与えており、そこで違反の効果を与える意図があれば、米国法を適用できるという考え方が確立しました。

スライドにはないのですが、1つ余計なことを申し上げておきます。この事件の背景となっているのはアルミニウムの国際カルテルで、これは米国議会が詳細な調査をしています。それを見ると、ちょっと別な結論になっています。どういうことかということ、「これは実際にはアルコアがすべて仕組んでいる」というのが米国議会の見方です。つまり、「アルコアがこのカルテルをやらせている。したがって、これはもともと米国の問題である」と議会はみていたようですが、裁判所はその見解は取らずに「これはあくまでも外国企業が外国でやったカルテルである。それが米国に影響がある。この場合には適用できる」という問題として考えています。こういうふうに考えた結果、適用できるとしたわけです。

そして、1993年のハートフォード火災保険会社事件があります。これも結局、アルコア事件を承認したということになります。この事件の何が大事かということ、アルコア事件判決は控訴裁判所の判決で最終審ではないわけです。これが1993年のハートフォード事件になると最高裁がこれを正式に認めましたので、ここで域外適用が確立したということが出来ます。

1982年、米国議会がFTAIA (Foreign Trade Antitrust Improvements Act) という法律をつくりました。これは域外適用の管轄権に関する法律です。なぜこれをつくったのかということ、米国独禁法の適用範囲がどんどん広がり、そこでやはり苦情が出てきたわけです。この苦情はどこから出てきたかということ、米国の産業です。そうすると自分たちが外国でやったことがみんな米国法の適用対象になり、外国ではまた外国の独禁法もありますからそれも適用対象になるということで、とにかく規制が厳し過ぎる、管轄権が広過ぎるという米国産業側の苦情が出てきました。そこでF

T A I A という法律を制定したのです。外国取引反トラスト改善法とでも訳すことができるかと思いますが、これは要するに管轄権の範囲を制限するということを言っているものです。

では、どのような場合に管轄権を行使できるかという点、外国で行われた行為が直接的、実質的、合理的に予見可能な効果を米国に及ぼし、その効果が反トラスト法上の請求原因である、というこの2つがあると米国法が適用できるとなっています。また細かいことを申し上げますと、この法律では正確には「この場合以外には適用できない」という言い方になっているのですが、逆にいえば「こういうことがあれば適用できる」ということになりますので、一応 と が適用要件になります。

ここから見て、域外適用事件ではカルテルについてどのような原則があるかという点、「当然違法プラス原則」が適用されるという言い方を米国の学者や法律家はしているようです。これはどういうことかという点、カルテルは米国では当然違法になります。カルテルがあれば理由のいかんを問わず違反であるというのが米国のカルテルに対する規制原則であるわけです。では、米国のシャーマン法などの規制の上に、外国におけるカルテルについてはどうなのかという点、当然違法には近いのですが、当然違法それ自体ではないとなっています。つまり、外国でカルテルがあって米国に輸出したというだけではまだ違反としないわけです。外国にカルテルがあって、そのカルテルが米国に直接的、実質的、合理的に予見可能な効果が米国に及ぶと違反になりますので、国内カルテルとはちょっと取り扱いが違ってくるようになります。そこで、これを「当然違法プラス原則」といっているようです。

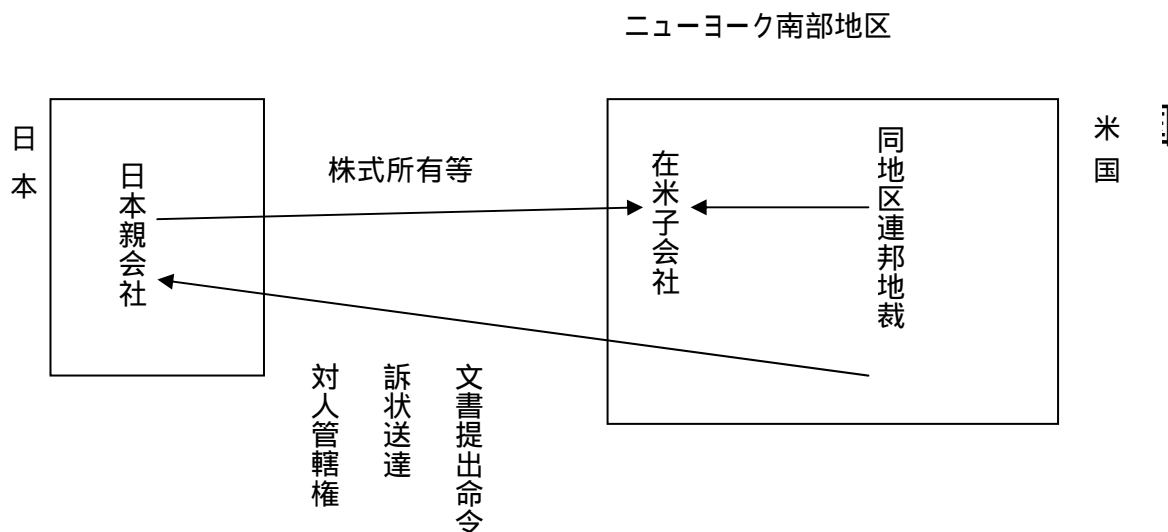
いわゆる合理の原則があることは皆様方も御承知のところでしょうが、これと同じかという点やはり同じではないだろうと私は思います。カルテルがある場合に「カルテルにもいろいろ理由がある。例えば不況カルテルは不況に対処するためであるから合理的である。あるいは合理化カルテルは企業の合理化に資するから合理的である。」とするのが合理の原則です。しかし、「当然違法プラス原則」とはそういうものではなく、要するに米国にインパクトがあるかどうかの判断の問題になります。米国にインパクトがあれば、これは正当な事由は認められません。そこから後は恐らく *par se illegal* と同じことになると思いますが、まず、インパクトがあるかどうかの問題です。

次に米国反トラスト法の手続的管轄権ですが、この局面については今日はあまり詳しくは申し上げないようにして、簡単に申し上げます。

これはどのような問題かという点、今御説明したように、外国で行われた行為が米国の中で一定の効果を生ずる場合には米国法を適用します。とはいえその違反企業は外国にありますから、どうやって捕まえるかという問題があるわけです。これが手続的管轄権の問題であり、これについてはクレイトン法 12 条があります。これによると、司法省であってもあるいは私的原告であっても同じですが、「会社に対して訴訟を起す者は、その被告となる会社の所在地、現在地又は事業地を管轄する裁判所に提訴せよ」ということになっています。そこで問題となるのは、外国企業に対して適用する場合に、外国企業の現在地又は事業地とは何かということなのです。

これについての概念図は図 2 になります。

図 2



要するに日本の親会社が在米子会社を持っていると、活動があるという理由でこの日本の会社の現在地あるいは事業地はニューヨーク南部地区になるわけです。こういう条件があると、この地区を管轄する連邦地裁は在米子会社に対してだけでなく日本の親会社に対しても管轄権を持つことになります。そこで訴状送達などが行われ、裁判が開始されるという手続きになってくるわけです。

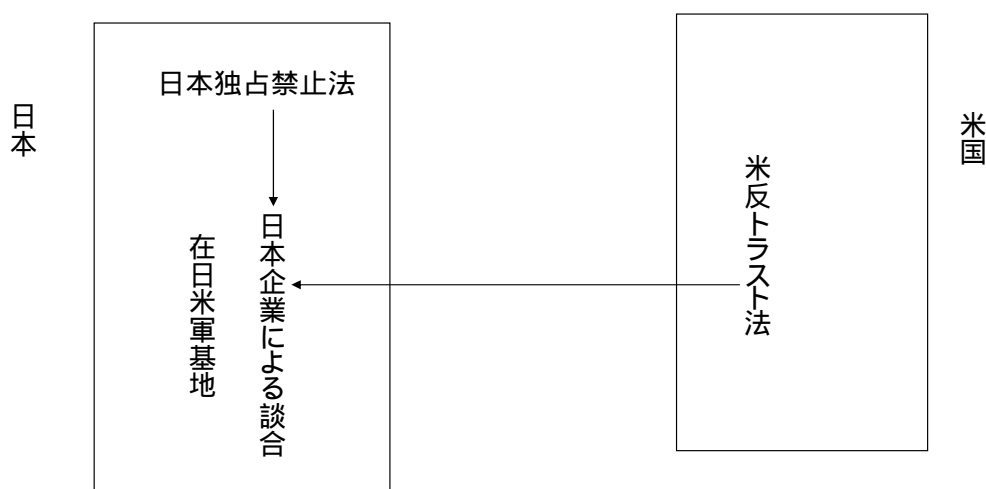
ここに東芝事件判決（1974年）と書いてあります。これは日本の親会社が子会社を持っていると当然米国管轄権に服するかどうかという問題ですが、この判例によると必ずしもそうではありません。日本の親会社が米国の法人を支配していることと、管理していることの両方が必要であるといえます。支配とは何かというと、株を100%持っているとか80%持っているということです。それから管理とは実質上コントロールしている、つまり、例えばディーラーを任命する場合に、これを任命しろ、あるいは任命してはいけない、またあそこへ売れ、ここへ売れというように実際に業務を指示している実態があることをいいます。米国判例によると、この支配と管理の両方があれば在米子会社の存在をもって日本親会社に対する管轄権があるという見方になります。

これもまたスライドにない話で恐縮ですが、実際にはどのように問題が起きるのかを考えてみます。まず論理でいくと、そもそも米国法がある事柄に適用されなければ、それには米国の管轄権は全くないわけです。そうすると手続も含めて執行できないということになるはずですが、したがって実体的な管轄権があって手続的管轄権もあるというのが論理的な順序なのですが、実体的な管轄権があるかどうかの論争というのは手続をしないと始まりません。まず、子会社が先ほどの手続的要件を満たすかどうかの議論をします。そして、満たすとなると米国裁判所が日本の親会社に対して管轄権を持つことになります。その上で、次は「いや、実はこの日本における行為は米国に影響を与えていない」という主張をし、それが認められれば、今度は実体的な管轄権がないということになりますので、論理的順序と実際の裁判が進行する順序とは逆になっていると私は思います。

次に、米国反トラスト法と在日米軍基地談合事件を挙げてみました。これは1990年代にいろいろと話題となった事件です。1995年に米国司法省と連邦取引委員会が国際取引ガイドラインを出していますが、これによると、米国法は外国で談合などがあり、その結果、米国からその国への輸出が阻害されるといった場合にも適用されるという原則を出しています。このガイドラインのベースとなっているのは、日本との関係の事件です。それを2つほど挙げています。横須賀米海軍基地談合事件（1988年）と横田空軍基地談合事件（1991年）です。

これらの概念図が図3です。

図3



要するに日本と米国があって、日本において在日米軍基地に関する談合があったとすると、談合が起きたのは日本ですが、談合の結果、在日米軍が超過支払を余儀なくされました。その在日米軍の支払資金も米国の納税者から出たものですから、その意味では結局米国に影響があることとなります。このようなことで米国の立場としては、この談合については米国法を適用できるというものであったわけです。ただ、これは日本の中でしている談合ですから、日本の独禁法も適用されます。そうすると両方適用されるのかどうかというのが一つの問題点となりますが、恐らく両方適用されるということだろうと思います。

しかしこの事件においては、米国法を適用するといいいながら、そうやっているうちに結局は日本企業側が一種の和解のような形で米当局にお金を支払い、それでセトルしたと聞いています。つまり、日本側でも独禁法を適用したということで、これについては両方の独禁法が適用されたわけですが、米国との関係では一種の和解の形でお金を払い、実際の適用は行われなかったということです。しかし、実際に適用を行うことはできたと考えられます。特に3倍賠償請求などはできたはずですが、恐らくこの談合に関係した日本企業の立場としては、3倍賠償を取られると非常に影響が大きいです、訴訟費用も莫大になりますので、これならばむしろ和解で払ったほうが得だという判断になったのでしょうか。これも一種の域外適用に関係する事案であろうかと思えます。

次に、米反トラスト法の最近の対日適用事例について多少検討したいと思います。

最近の一連の国際カルテル事件としてはリジン事件や（2000年）黒鉛電極事件（2001年）など、ほかにもいろいろとたくさんあるのですが、これについては後で触れることにして、とにかく管轄権（jurisdiction）という面から見て面白い事件をピックアップしてみました。ファックスペーパー事件（1999年）、マレーシアETR事件（2002年）、エンパグラン事件（2004年）、戸田工業事件（2005年）及び1916年反ダンピング法事件（2007年）です。これらを挙げてみたわけですが、各々について簡単に概略を申し上げます。スライドに概念図を挙げています。

ファックスペーパー事件ですが、これは日本国内のファックスペーパーのメーカーが米国でカルテルを行いました。カルテルの内容は、米国の中でファックスペーパーを売る場合に価格を引き上げる、あるいは維持するというものでした。日本のメーカーがファックスペーパーを商社に売り、商社はそれを在米子会社に売り、在米子会社がそれをユーザーに売る。こういうふうに行っているのですが、そこでメーカー間のカルテルがあったわけですが、したがってメーカーが商社に売る場合に今度は商社がアメリカで売る価格を指示しますから、これは一種の再販売価格維持のようなところもあります。しかし米国裁判所の判断では、これに再販売価格維持に関する米国の法理は適用できないといっています。

なぜできないのかというと、米国の再販売価格維持についてモンサント事件判決というものがあるのですが、これによると再販売価格維持には明白な協定がなければならないとなっています。つまり、メーカーと小売業者がはっきりと協定し、小売業者がいくらで売るかを取り決めるということがなければならないのです。ところがこのメーカーと商社の関係はどうもあいまいで、業者の間に価格を固定する協定があったことが明白に立証できなかったようです。したがって商社はここはタッチできないし、裁判所も「モンサント事件判決によると、これを再販と言うことは難しい」ということで、ここは問題になっていないのです。

そうすると何が問題になるのかというと日本国内でメーカーがカルテルをやった。その内容は、アメリカで価格を上げるということである。アメリカで価格はどうなったかということと実際に上がったか、あるいは下がらなかったか、とにかくそういうことである。この場合、米国シャーマン法は日本のメーカーのカルテルに適用できることとなります。したがってこれは純粋な域外適用案件であるということになってきます。

これについてまず第1審の判決ですが、これは司法省の請求を棄却してシャーマン法は適用できないといっています。なぜできないといっているのかというと、こういうことです。司法省側は「このカルテルは違法だ」ということで訴追しましたが、そのときに準拠した判例が先ほどのアルコア事件とハートフォード火災保険会社事件、その他これに関する判例です。これらを引用し、「これに基づいて域外適用は認められる」と司法省は主張したのですが、第1審の裁判所は「これらの判例はすべて民事判例である。ファックスペーパー事件は刑事事件であり、民事判例で確立した原則は当然には刑事判決に適用できない」と言っています。なぜかということ、刑事事件の場合にはもっと謙抑性・厳格性が必要であり、民事事件の場合にはもう少し緩く考えるという違いがあるので、民事事件における判例は当然には刑事事件には適用できないわけですが、これが地裁の判決でした。



したがって第1審では司法省側は敗訴になります。これに対して司法省側が控訴したのですが、控訴裁判所ではこれをひっくり返し、「刑事事件であれ民事事件であれ同じシャーマン法1条の解釈なのだから、刑事事件だと1つの解釈で、民事事件だと別の解釈ということはありません。両方とも同じ解釈であるべきである」ということになりました。要するに、「民事事件で管轄権が認められているのだから、刑事事件でも認められるだろう」ということで、管轄権がありとなったわけです。

そうするとどうなるかということ、管轄権があるから審議できるということになりますので、事件は地裁に差戻しになりました。そして、長期間地裁で裁判をしたのです。その裁判の過程で、幾つかの会社は罰金を払っています。カンザキ・スペシャルティ・ペーパーズ社、三菱製紙、新王子製紙、三菱商事、三菱・インターナショナル・コーポレーション。5億3000万円とか2億1000万円とかそういうようなところですが、これはいずれも各々罰金を支払っています。

ただ、この事件では1つ、こういうファクターがあります。ここで最後まで争った会社がありました。判例ではニッポン・ペーパー（Nippon Paper Industries）という名称になっていますが、これは日本製紙のことだと思います。最後まで争ったこの会社については無罪判決になっています。

なぜ無罪になっているのかということ、1つには先ほどの管轄権のF T A I Aが出てきます。つまりこの管轄権の原則によれば、外国で行われる行為には直接的、実質的、合理的に予見可能な効果を与えなければならないというわけです。そこでこの事件の事実をみると、1つは米国企業がどんどん強くなってきており、日本企業のシェアはどんどん薄くなってきているという実態があります。もう1つは、米国企業側が米国のアンチダンピング法で提訴しているというファクターがあります。裁判所はこの事実に着目し、日本製紙の行為が米国市場に効果を与えていたかどうかを実証しなければならないとしました。この举证責任は司法省側にあります。ところが司法省はカルテルによって影響があったかどうかの立証を十分に行っていなかったわけです。これが無罪の根拠の1つです。

それからもう1つは、時効です。つまり、米国のカルテルにおける時効は5年なのですが、そうすると起訴が行われてから5年遡った時点で当事者がカルテルにまだ入っていたことを立証しなければならないわけです。司法省はこの立証がまさに不十分であり、結局日本製紙については無罪判決となっています。

残余の会社についてはなぜ罰金が出たのかということ、これは要するに有罪の申し立てをしたのだと思います。そこで途中で罰金判決が下りてしまったので、有罪判決が出たということです。ともかくこうして罰金の判決が出て、一種の司法取引的に解決したということだと思います。そして、最後まで争ったところは結局今のような結果になったわけです。これがファックスペーパー事件です。

マレーシアE T R事件はこれに関係する事件で、日本関連ではないのですが少し面白い事件ですので簡単に御紹介します。

事実関係は先ほどのファックスペーパーと大体同じです。ファックスペーパー事件の概念図のスライドをまた出していただくと、ここが日本の代わりにマレーシアとインドネシアになります。マレーシアとインドネシアのゴム製品会社が米国に輸出をしていました。ところがこの価格が安いか

らと米国の競争メーカーが米国のアンチダンピング法で提訴し、結局米国の商務省はアンチダンピング税という税金を賦課しました。そこでマレーシア企業はこれはかなわんと協定して価格を引き上げたのです。そこへマレーシア政府も入ってきて、「価格を何とか上げましょう」ということでやっているうちに、今度はインドネシアの企業も入ってきてやはり価格を上げようと、要するに輸出カルテルをして価格を引き上げたわけです。そうしたところ、これは米司法省ではなく私企業であるユーザーが「このカルテルによって我々は高く買わされて、損害が出た」と訴え出たのです。

ここでの原告側の主張がちょっと面白いのですが、原告は何をいっているかという、「これは国際事件ではなく国内事件である」ということです。つまり、マレーシアの企業は米国内に支店や子会社があり、そこを通じて売っているのだから国内事件であるといっているのです。国内事件だとどうということになるのかというと、先ほど申し上げた F T A I A は適用されなくなります。そうすると管轄権のこの理屈が適用されず、これは当然違法になります。要するにカルテルがあったことを立証すれば、それですなわち違反ということが出来るわけです。国際事件だと F T A I A が出てきて、「実質的効果があった」ということをいわなければなりません。そこで原告側が「これは国際事件ではなく国内事件だから、F T A I A は適用されない。シャーマン法がただ適用されるだけだ」と主張したのです。この判決の主たる論点は、これが国際事件か国内事件かということであったわけです。

裁判所の結論としては、いろいろと事実関係等を検討した結果、「この事実はハートフォード火災保険会社事件などの事実関係に非常に近い。これはやはり国際事件である。」ということになりました。そうすると F T A I A が適用されますので、直接的、実質的、合理的に予見可能な効果が米国に及んだかどうかを立証しなければならないことになります。

結局この事件では米国の原告敗訴になっています。なぜかという、この事件は米国のユーザーが訴えているのですが、競争会社がアンチダンピング提訴をしてダンピング税がかかっているわけです。ここでまた、「この価格の引き上げはダンピング税によって起きたのか、あるいはカルテルによって起きたのか。」という問題が起きてきます。ダンピング税ではなくカルテルによって価格引き上げが起きたということは、原告が立証しなければなりません。しかし、やはりそれもまたなかなか難しく、この事件は地裁と控訴裁判所で止まっていますが、原告敗訴という結果になっています。

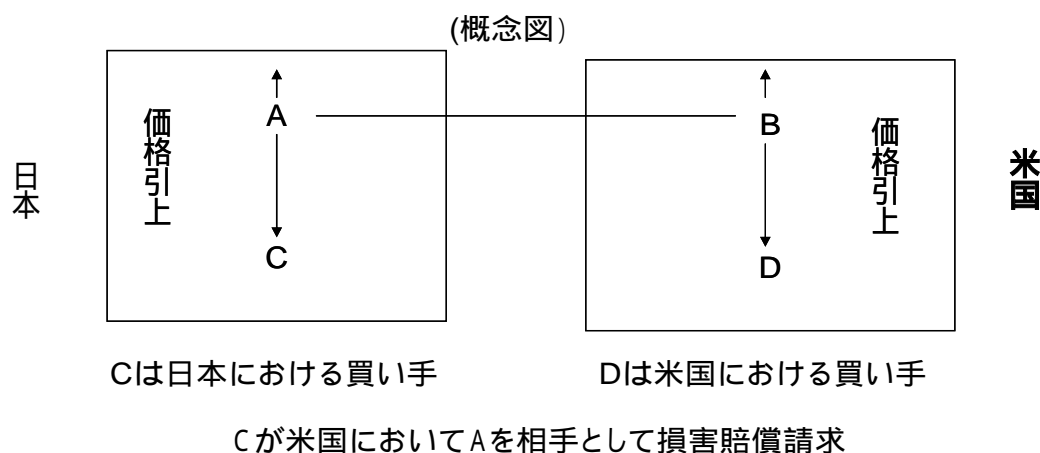
ただ、ここで1つ面白い点はこのことだと思えます。この事件は反トラスト法の事件ではあるのですが、同時にアンチダンピング法という通商法が適用され、ダンピング税が課されています。こういう事実もあり、これをどう評価するかが1つの問題点です。米国裁判所の立場は「ダンピング税がかかっている、それ自体は反トラスト法の免責要件にはならない」というものです。つまり、アンチダンピング法には独禁法の適用除外規定もありませんし、アンチダンピングに対応するためというだけでは反トラスト法の免責には不十分である、これが米国裁判所の立場です。

そういうことですが、ただ、この種の事件は幾つもあり、結論的にはすべて無罪になっています。なぜ無罪にしているかという、1つは管轄権がないとか、もう1つは conspiracy、つまり共同謀議の証拠が不十分であるなど、いろいろなことがいわれます。しかし、どうも結論的には大体損害

賠償支払義務から免れていたたり、刑事訴追から免れていたりするのです。したがってこれは読み過ぎかもしれませんが、恐らく米国裁判所としては適用除外の範囲を狭くする必要があると考えていたのでしょう。明白な適用除外規定があれば適用除外になりますが、そうでない場合には極めて厳格に対応しなければなりません。この建前を維持しなければならないわけです。ところが同じ米国の別な法律が出てきて、被告側が莫大なお金を払わなければならないという状況にある。この苦境を何とか救わなくてはならないという問題があるわけです。これをどのように解決するかということが米国裁判所が直面した問題だろうと思います。そこでいろいろとやった結果、今のように管轄権がないとかエフェクトがあるかないかといったことで解決するというふうになったのではないのでしょうか。

そこで、次のエンパグラン事件。これは有名な事件ですので御存じの方も多いかと思えます。この概念図が図4です。

図4



もっともエンパグラン事件は日本関係の事件ではないので内容はこのとおりではないのですが、大体こういう種類のことが起きたというふうに御理解いただければよろしいかと思えます。

まず、Aは日本企業、Bはアメリカ企業とします。この2つがカルテルをして価格を引き上げました。Aは日本で引き上げ、Bはアメリカで引き上げたということです。その引き上げられた価格で買ったのが日本のCとアメリカのDです。この場合に「CがAに対して日本の独禁法で損害賠償請求をする。これは当たり前である」、それから、「DがBに対してアメリカで損害賠償請求をする。これも当たり前である」ということになるのですが、問題はCが米国内でAに対して損害賠償請求ができるかということです。

これについて米国最高裁がどういっているかというと、「日本における違反効果が米国における違反効果と密接に関係している場合には提訴が可能である」といっているわけです。そうすると問題になるのは、「密接に関係している」とは何が密接に関係しているのかということになります。米国判例によると、これは抽象的な話なのですが、「この場合の判断基準は『それがなければ』(but

for) 基準ではなく、『密接な原因』(proximate cause) でなければならない」ということをいっています。

そこで概念図を見ると、日本におけるカルテルの効果と米国におけるカルテルの効果が関係していることは間違いありません。つまり、日本でカルテルの効果がないと仮定すると日本における価格はもっと低かったはずであり、米国においてカルテルで価格を上げようと思っても、日本から輸入で入ってくるのですから米国におけるカルテルは効果がなかったはずです。米国でBが価格を高く維持できたのかなぜかという、日本でもカルテルをやっているからです。米国に日本製品が安く入っていかないから、こういうカルテルが維持できたのです。ですから、両者の間に関係があることは間違いありません。では、どのくらい密接な関係がある場合に日本の原告が日本の会社を相手に日本における効果を根拠として米国で提訴できるのか。これが問題になるわけです。

この判例は幾つにも分かれていたのですが、結論的には「それがなければ」ではなく「密接な原因」がなければならないということになりました。「それがなければ」でいくとどうなるかという、結局、今の概念図の話は「それがなければ」の基準には該当するわけです。つまり、Aの日本国内における価格引き上げがなければBの米国における価格維持もできなかったわけですから、やはり「それがなければ」の基準には該当します。ただ、これだけで十分かという、これはちょっと不十分であり、「密接な原因」でなければならないというのが最高裁の見解です。では、その「密接な原因」とは何かという、よくわからないのです。それについては、最高裁は詳細にいていないのでわからないのですが、ともかく『Aが日本で価格を引き上げることがなければ、Bも米国で引き上げることはできなかった』というだけでは不十分であり、もう少し関係がなければならない」といっていることは間違いのないと思われま。

この判決はいろいろと話題を呼びました。この後に戸田工業事件や味の素事件なども加わりますが、これらは日本企業を相手に訴え出てきたものです。結局これについては「原因はともかくとして、密接な原因はない。だから、米国裁判所に提訴することができない」というのが今のところの結論です。

最後に、1916年アンチダンピング法事件判決です。これは狭い意味での独禁法ではありませんが、独禁法に近い法律であり、一種の域外適用の事件ですので簡単に申し上げておきます。

アンチダンピング法というものが、ダンピングがあると米国の国内産業はそれによって被害を受けたということで、輸出業者あるいはその輸入を行っている輸入業者を相手に提訴して3倍賠償を取ることができます。また刑事罰もかかりますので、独禁法に少し似た法律といえます。この法律は1916年以来ずっとあるのですが、これに対して日本とヨーロッパ共同体がWTO(世界貿易機関)協定に違反するということで提訴しました。その結果、WTOの紛争処理機関が「この法律はWTO協定に違反する」という結論を出し、米国に対して法律廃止を勧告したということです。それからいろいろとありましたが、2004年に米国はこの法律を廃止しました。

ところが「廃止当時継続している米国1916年法の訴訟事件は廃止によって影響を受けない。つまり、その事件においては、米国1916年法は適用できる」という条件で廃止したわけです。このときに継続していた案件は、米国のゴス社が東京機械製作所という会社に3倍賠償を請求している

ものでした。要するに裁判が継続していたわけですが、これについては適用されるということだったのです。一方、日本側では損害回復法という法律を制定しました。これは一種の対抗立法ですが、もし米国 1916 年法の下で日本企業が 3 倍賠償を取られた場合には、この日本企業は日本で訴えることができるという法律です。米国で原告になった企業を日本で訴え、今度は 3 倍賠償で取られた額を取り戻すというわけです。

こういう状況があって、米国で裁判をした結果、米国の裁判では日本側が負けてしまい、3 倍賠償の支払いを命じられ、40 億円を支払いました。そういうことから、今度は日本企業が日本国内で損害回復法によって提訴することができる状態になりました。そこで「提訴するぞ」となったところ、米国の原告側が米国裁判所に請求して、日本におけるその訴訟を差し止める裁判を起こし、これが認められました。したがって日本の企業が日本国内で損害回復法に基づいて提訴すると、米国裁判所の命令に違反することになるため、裁判が起こせなくなったということです。しばらくその状態で、日本では裁判が起きませんでした。

そういうことをしているうちに今度は日本側でさらに控訴裁判所に提訴して、訴訟禁止命令、要するに仮差し止め命令をひっくり返す請求をしました。これは今年 6 月に控訴裁判所が判決を下し、「日本における裁判を禁止するという命令は違法である」ということになりました。したがって日本で裁判を起こせるということで、早速裁判を起こし、現在東京地裁で係属しています。

この種のことが反トラスト法で起きるのかということ、起きたことがあります。御存じの方も多いと思いますが、いわゆるレイカー事件という有名な事件があります。このレイカー事件は英国と米国との間で対抗立法を発動するなど非常に大きな事件に発展したのですが、まさにこれと同じ事件でした。今の日本の事件でも、原告側、被告側いずれもこのレイカー事件を引用し、レイカー事件をどう解釈するかでいろいろと争ったということです。

これからどうなるのかはわかりませんが、現在のところは、米国の控訴裁判所の判決で「こうした外国における裁判を差し止めることは、非常に例外的な場合にしか認められない」というところに固まりつつあります。つまり、一種の国際主義が判決の中では支配的になりつつあります。地裁の 1 審判決は「米国で判決を出したのに、それを日本で無効にするわけだから、これは米国の司法権侵害である。これについて外国で裁判をするのは甚だ問題があり、外国における裁判は止めることができる」というものでしたが、控訴裁判所はこれをひっくり返したわけです。これ自体は独禁法とは少し違った判決で、しかもこの 1916 年法は廃止されてしまっていますので今後この事件はもう起きないのですが、こうした国際的な管轄権（jurisdiction）の衝突という面では非常に面白い事件ですので、御紹介させていただきました。

今度はドイツと EU 競争法の域外適用にも簡単に触れていきたいと思います。

ドイツ競争制限禁止法 98 条 2 項、これはドイツ外で行われた行為の「効果」が域内で生ずれば適用できるとしています。アルコール事件と大体同じです。それから対日域外適用事例としては、これは昔のものですが、1972 年の国際カルテル事件があります。これは日本企業とドイツ企業が協定して「日本企業はドイツに輸出せず、ドイツ企業は日本に輸出しない」としたものをドイツのカルテル庁が摘発し、違反とした事件です。そしてこの案件を日本側に通知し、日本の公取も独禁法

を発動して日本の当事者に対して独禁法を適用しました。これは随分昔のものではありますが、ある意味では国際協力の一つの典型的な例だと思われます。こういったことで、ドイツ競争制限禁止法の域外適用もあり得るということです。

そこで1つ、ドイツの案件を挙げておきましたので、これも簡単に申し上げます。

フィリップモリス事件ですが、これはどういうものかという、南アフリカに Rembrandt という会社があり、この会社は英国に Rothman という会社を持っていました。Rothman はドイツに Brinkman という会社を持っていて、この会社はタバコを販売しています。また、米国のタバコ会社 Philip Morris もドイツでタバコを販売していました。ところがこの Philip Morris が Rembrandt から Rothman の株式を買収したのです。そうすると Philip Morris は Rothman を支配することができますから、今度は Rothman を通じて Brinkman を支配することができます。要するに競争会社を支配することができるということで、ドイツ国内で競争がなくなったという案件です。そこでカルテル庁がこれを違反であるとし、株式処分等の命令が出ました。これに対して Philip Morris 側はベルリン高等裁判所に提訴しました。結論は、そうして裁判をしているうちに Philip Morris 側が Rothman の株式の一部を譲渡することに同意します。そこでベルリン高裁は「これで支配も十分とはいえなくなったので、問題は決着した」と判断し、そこで一応この事件は打ち切られていきます。

これから国際的な M & A (Mergers and Acquisitions : 合併と取得) が盛んになってくると、こういう事件は増えてくるだろうと思われます。同じような事件が米国でも起きています。チバ・ガイギー (Ciba-Geigy) の事件です。これはスイスでチバとガイギーの2社がバリウムだったでしょうか、そういうものを輸出しているのですが、2社がスイスで合併するわけです。そうすると米国の中におけるチバとガイギーの間の競争がなくなります。これを司法省が問題にして、クレイトン法7条の違反だということで訴追したケースです。これは同意判決 (consent judgment) で解決しているのですが、この結果どうなったかという、米国司法省としてはスイスまで行ってスイスの合併を解消するわけにはいかないの、親会社2社と在米子会社2社を相手に次のようなことをさせました。

まず、この4社が一緒になって、アメリカにもう1つ会社をつくります。そして、つくった会社に従来からある工業所有権、ノウハウ及び資産の一部を移管させます。そこで別の会社ができますから、それをしばらく維持していく。それから今度は裁判所の命令で株式を処分させるなどして両者の関係を切り離すのです。そうすると、チバ・ガイギーグループと新しくできた会社が競争するようになる。こういう方法を取っているようです。果たしてうまくいったのかどうか、そこまではわかりませんが、一応そういう考え方でやったケースもあるということです。

今度はEUにおける木材パルプ事件 (1988年) ですが、これでEU競争法の域外適用ができることが確立したといわれています。これは米国とカナダなどの輸出カルテルの事件で、ヨーロッパに木材パルプを輸出する場合に輸出カルテルを組んだということです。これについて当時のローマ条約85条が適用できるかが問題であったわけですが、結論的にはできるということでした。どういふ場合にできるかという、外国で行われたこのカルテルがEUの中で実施されるといいますか、

インプリメントされる場合に適用できます。そうするとここで問題になるのは、インプリメントと米国法でいう「効果」とは違うのかどうかということです。この辺は私もよくわかりませんが、当時の米国の専門家の分析によると、「違うとしてもほとんど違わないだろう。大体 effect ということだろう」ということだったと記憶しています。そこで一応、EUでもある程度域外適用ができることになっていったわけです。

次に、最近の 2004 年の GE / Honeywell 事件ですが、これは GE (General Electric) が Honeywell を買収しようとしたものです。米国の司法省、連邦取引委員会等はこれを一応承認しましたが、EC 委員会が「EC の合併規則に反する。強行すれば、ペナルティーを科す」ということで頑張って、結局は合併が阻止されました。

これは域外適用といえれば域外適用といえないこともありません。ただ、この事件を巡って米国と EU の見解対立がありました。米国司法省反トラスト局長の声明などを見ると、この段階になると争っているのは管轄権があるかどうかではなく、合併案件について独禁法を適用することがいいか悪いかという実体のところを争っているようです。つまり、これは航空機の部品産業なのですが、「GE と Honeywell が合併すると、ユーザーに対する利便が非常に大きくなる。そうするとユーザーの利便が大きくなるのだから、独禁法上問題はないではないか」というのが原告側の立場であり、米国側の考え方です。これに対して EU は「いや、そういうことが問題なのではなく、要するにドミナントなポジションが生ずる。そうすると支配的な企業が出現し、競争の可能性が少なくなる。それが問題だ」というところで争っているわけです。

したがってこの争い方は従来から行われてきた「どちらが管轄権を持つか」という問題とは違い、むしろ合併や企業集中に対してどのように規制すべきかという見解の争いだと思われます。

次に日本の独禁法ですが、これは皆様方も先刻御存じのところですのであまり詳しく申し上げるつもりはありません。

1990 年、独占禁止法涉外問題研究会報告書において、外国で行われていようがどこで行われていようが、日本国内で違法な結果を生ずる場合だったか違法な状態がもたらされる場合だったか、そういうことがあれば適用するとされていることから、これで一種の域外適用を認めたといえるでしょう。

もう一つは 1998 年の独占禁止法第 4 章改正です。独禁法 15 条や 10 条などの合併の規制あるいは株式取得の規制について、従来は国内で株式を取得する場合あるいは国内で合併が行われる場合に独禁法を適用するといっていたところ、「国内」という規定を削除しました。ですから、これは国内でなくても適用されるはずですので、ここで域外適用を認めたということでしょう。

事件としては三重運賃事件(1972年)やノボ事件(1975年)、小松ピサイラス事件(1981年)、ノーディオン事件(1998年)とありますが、これも皆様方よく御存じのところですので省略します。

外国における書類送達については、独禁法を改正し、民事訴訟法の外国における送達の規定を準用するという形で、外国における送達もできることにしました。そして、もしそれがうまくいかない場合には公示送達をすることができることにしました。要するに、ここはそういうことで

す。ただ、これはどのくらい有効なのかということが少し問題です。1つは先ほど申し上げた1916年法です。今、これで域外送達をしているのですが、4カ月から6カ月かかるということで、裁判を開始するのは実際には容易でないようです。したがってこの辺はもう少し何か改善しないと迅速な規制はできないのではないかと私には思われます。

次に、最近の国際カルテル事件です。欧州委員会が日本企業に対して制裁金を賦課する決定を行った事件では、制裁金が結構巨額に上るものもあり、例えば黒鉛電極においては、昭和電工が約2400万ユーロです。これなどは非常に多いほうですね。それから、これはビタミンカルテル事件(2001年)において、武田薬品工業が約3700万ユーロ、第一製薬が約2300万ユーロとなっています。このように非常に巨額な制裁金が課されていることがわかります。

米国のほうも、先ほどのファックスペーパー事件から始まって、リジン事件や黒鉛電極事件(2001年)その他があります。罰金額も、例えばビタミンカルテル事件では武田薬品工業が約84億円、エーザイが約47億円と、非常に膨大な額が課されています。

したがって最近では国際カルテル事件の摘発が非常に盛んになっています。日本でも摘発していますが、米国、EUで日本企業が摘発される件数もかなり増えていると思われれます。

そこでEUの場合ですが、EUそれ自体は、刑事訴追はせず、行政的な規制を行うということです。ただ、最近ヨーロッパで注目されるのは、加盟国におけるカルテルに対する刑罰規定の導入です。これは、英国、アイルランド、ギリシャ等、ほかにもう少しあるようですが、こういったところがよく知られているようです。

この中で特に有名なのが英国の2002年企業法(Enterprise Act)で、2003年から施行されています。これをみるとカルテル罪(cartel offence)というものがありますが、これは価格協定、談合、市場分割などについて個人に処罰をかけるもので、最高5年間の禁固になります。それから、もう1つはunlimited fineとあります。これは無制限の罰金ということでしょう。無制限というのもよくわかりませんが、一応そういうことになっています。そこで2006年から2007年にかけて、このEnterprise Actに基づいて公正取引庁(OFT: Office of Fair and Trading)が4件の立ち入り検査を行っています。これはいわゆる日本の犯則調査権のようなもので、これを使って検査を行っているということです。現在よく引用されるものとしては、British Airways(英国航空)があります。2007年8月1日、OFTがBritish Airwaysに対して1億2000万ポンドの制裁金を科したということで、これも結構高額なものが課されています。そのほか薬価に対する事件などもあります。

こうして見てみると、最近やはりEU加盟国の場合はクリミナルな面についてはEU自体はともかくとして加盟国のほうは非常に活発化しているということがうかがえます。特に英国がそのよい例です。

より最近の事件としては米国司法省による国際カルテル摘発事例であるマリナーズ事件があります。これについては、英国、フランス、イタリア、それから日本の役員8名が逮捕されました。恐らくこれから裁判をするのでしょう。米国司法省公表の資料によれば「この逮捕と同時に国防総省管理局の防衛犯罪捜査室の職員が米国領域内の所定地において搜索令状を執行した」とあります。



そこで、同時に海外競争当局の英国公正取引庁が先ほどの Enterprise Act に基づいてやったのでしよう。それから、「欧州委員会は欧州域内で捜索令状を執行した」とありますので、このマリノホーズ事件が最近の重要な動きの1つかと思います。

時間も迫ってきましたので、簡単にまとめさせていただきたいと思います。

政府による執行と私的訴訟の関係ですが、通常は政府訴訟が先行し、私的訴訟が後続します。エンパグラン事件もしかりです。これは米国司法省とEC当局による執行があった後に今の訴訟がありました。

それから日本の事件ではインテル事件があります。これはインテルに対し公正取引委員会の排除措置命令が出ましたが、これに基づいて、現在東京地裁と東京高裁の両方においてAMDによる対インテル訴訟が起きています。東京地裁のほうは民法709条による訴訟、東京高裁のほうは独禁法25条による訴訟と、同じ案件について訴訟が2件起きていますが、私の理解では東京地裁のほうは全く進んでおらず、東京高裁では進んでいて、結局25条訴訟が先行しているようです。いずれにしても、このようなことで日本ではインテル事件が係属しています。

それからリーニエンシー制度と政府間協力関係ですが、私は、ここはなかなかデリケートな問題だと思います。つまり、リーニエンシー制度は各国とも導入していて日本でも一定の成果を上げています。これでカルテルの資料を入手し、そこから摘発を進めることができます。これはこれで非常に重要な制度だと思います。

ただ一方、政府間協力も非常に必要で、これをうまくやらなければ国際カルテルの場合にいろいろな国の当局が同時に摘発に乗り出すことは難しいでしょう。その場合はどうしてもコンフィデンシャルな資料を交換する必要があります。そのコンフィデンシャルな資料というのがリーニエンシー制度によって獲得されたものであるとすると、国際協力の面からこれを一律にすべきということになります。一方リーニエンシーを申請する側からみると、そうして申請をして資料を出せばそれが外国に渡るので、今度は外国でどういうふうに使われるかわかりません。外国における例えば米国の3倍賠償の資料に使われるなどということになったらかなわないということで、リーニエンシーを申請するインセンティブが損なわれるという問題があります。

したがって、これは一方を立てると一方が立たないという関係で、なかなか難しい問題だと思います。これをどのように調整していくかが1つの問題で、私の今の考えではやはり今のところはどうしても一国のリーニエンシーを重要視せざるを得ないでしょう。そこで資料をどんどん出してもらい、カルテル摘発をする。そうすると、外国との関係でのコンフィデンシャルな資料の提供というのはできないこともないかと思いますが、なかなか難しい問題があります。そのようなことから、やはりまずは国内のリーニエンシーをどのように有効にするかを考えるべきではないでしょうか。

最後に反トラスト違反における外国の犯罪人引渡問題について、簡単に申し上げたいと思います。

この背景となっております事柄が1つあります。それは英国の事例なのですが、黒鉛電極の国際カルテル事件に関係して、米国当局が英国に対し、この事件に関係した英国の会社の役員であるイアン・ノリス (Ian Norris) という英国人が米国法に反したとして引渡しを請求しています。

この事件をみるとどのようになっているかということ、この黒鉛電極事件は英国の Enterprise Act

が施行された 2003 年よりも前の事件であるため、引渡しの対象であるノリス氏は「これは事後法であり、事後法は適用できない」と言っています。しかし、「Enterprise Act ができる前にも英国には Common Law というものがある。これによってもコンスピラシーは違法であるから、違法になるはずである」というのが米国側の主張です。英国当局がこれを検討した結果、やはり引き渡しできるという判断になりました。そこで引渡しをすべく準備をしていたところ、ノリス氏側から対英政府提訴がありました。要するに英国の下級裁判所は引渡し可能という判断をしたのですが、ノリス氏側から英国の貴族院、つまり最高裁に提訴しており、現在はここで審議中になっています。

したがって結果はまだわからないのですが、私は、これは非常に重要な案件だと思えます。もし引き渡し可能という判断になるとこれが先例になり、今度は対日引渡請求やそういったところに発展していくという重要な問題になってくるでしょう。

それでは日本の方はどうなっているかという、1980 年の日米犯罪人引渡条約によればこの引渡条約には付表があり、付表に掲げられる犯罪については引渡しができるとなっています。その付表の 45 をみると「私的独占又は不公正な商取引の禁止に関する法令に違反する罪」、これが引渡しの対象にできるとあります。この名称は独禁法の名称とは少し違いますが、恐らく独禁法のことだろうと思われまので、独禁法に違反する罪の場合に引き渡しができることは、条約上は確実です。

そこで米国側が日本に引き渡しを要求した場合、日本ではどうするのかという、これは逃亡犯罪人引渡法によります。昭和 28 年の法律ですが、これでどうするかという、要するに引渡請求があると、引渡しの対象になる人物を引き渡すことができないかどうかについて、検察官が東京高等裁判所に一種の審判を請求することになるようです。そうすると東京高等裁判所がその犯人を引渡すことができないかどうかを審議するわけです。

できないのはどういうものかという、例えば 1 つはやはり政治犯です。しかし、独禁法は政治犯に関する法律ではないので、ここは関係ありません。もう 1 つは、日本国内で同じ事件が日本の裁判所に係属しているかどうかです。係属していれば日本の管轄権を優先しますから、この場合も引渡しはできません。そういうことがあるかどうかを審査することになるわけです。

審査した結果、もしも「引渡すことができない理由はない」と判断されると、今度は法務大臣の決定ということになります。この辺は私もあまり詳しく研究したことがないのですが、恐らく法務大臣の裁量権に属するのだらうと思えます。ですから引渡さないと言えば引渡さないことになるのかもしれませんが、引渡すことはやはりあり得るということです。条約上は「自国民については引渡さないことができる」という規定があります。ただ、引渡さないことができるのですから引渡すこともできるわけです。したがってこれは法務大臣の決定ということになります。

いずれにせよこのような状態ですし、今の英国の案件もあります。もしも英国で引渡すという決定が出れば、ノリス氏は英国から米国に移管され、今度は米国で黒鉛電極のカルテル違反の裁判を受けることになります。そうするとこれが先例になるということは十分あり得ます。やはりこの面では、日本の企業や渉外法事事務所といったところは日米犯罪人引渡条約や逃亡犯罪人引渡法が特に独禁法の場合にどのように適用されるのか、その詳細を研究すべきだと私は思っていますが、既に研究が行われているかもしれません。

時間も少しすぎましたので、国際的調整手法については一言だけ申し上げたいと思います。

域外適用に関する紛争は 1950 年代、60 年代、70 年代とずっと続いてきていますが、私の感触では以前ほど管轄権の衝突の事件は深刻でないようです。なぜかという、やはり独禁法が普及してきているからだと思います。50 年代、60 年代は米国が非常に活発にやっていて、ヨーロッパはあまりやっていないとか、別な政策を採っているとか、あるいは日本は産業政策をやっているといった状態で、管轄権が衝突するだけでなく基本的なポリシーが衝突するようなことになっていたわけです。ところが最近では独禁法が普及してきたため、例えばカルテルなどは大体どこでも違法になりますので、根本的な政策の衝突があまりなくなりました。あるとすればどちらがやるかという問題はありますが、従来ほど深刻な紛争はなくなってきたという感触を持っています。

ただ、エンパグラン事件などによると、やはり米国独禁法の域外適用が、あまり度が過ぎると困るとというのが日本政府の意見書であり外国政府の意見書でもあります。

二国間協定についてはいろいろとありますが、これは先刻御承知のところでしょうるので省略します。

それから、F T A (Free Trade Agreement: 自由貿易協定) ですが、競争規定が日本・シンガポール、日本・タイ等で置かれています。ここで 1 つだけ申し上げておくと、面白いのはこの F T A でもって競争規定を置くわけですが、相手方に競争法がない場合があります。恐らくこのような場合には、協定上、相手方は競争法を制定することを義務付けられるとはいえないでしょうが、要請されることになります。結局この形で、独禁法が普及するというのも一つあり得るのではないかとことです。

あとは I C N (International Competition Network: 国際競争ネットワーク)、この年次総会が来年京都で行われるようですが、これはインフォーマルな調整方法として極めて有力であろうかと思えます。

その他 O E C D (Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構)、U N C T A D (United Nations Conference on Trade and Development: 国連貿易開発会議)、W T O 等がありますが、W T O は当面、競争政策を取り扱わないと私は考えています。恐らくこれからの国際的な展開としては、I C N、それからある程度は O E C D といったところが中心になっていくのではないかと思います。

時間をだいぶ超過しましたので、この辺で終了させていただいて、皆様方の御意見をちょうだいできれば幸いに思います。

鈴村：松下先生、どうもありがとうございました。

### 3. コメント

( 16 : 05 ~ 16 : 15 )

公正取引委員会事務総局官房国際課長 菅久 修一 氏

鈴村：それでは早速予定討論をお願いしたいと思います。公正取引委員会事務総局官房国際課長の菅久さんからコメントをよろしく願いいたします。

菅久：国際課長の菅久でございます。松下先生，どうもありがとうございました。鈴村先生からお話がありましたとおり，松下先生はこの分野のまさに権威でいらっしゃると思います。私はコメントするという立場なのですが，松下先生のお話についてコメントするようなことは恐らくないだろうと予想して，国際課で働いている者として別の視点からと思い，あらかじめ資料をつくってきました。しかし，最後のところで少し話がつながりそうな感じがしまして，非常にうれしく感じました。

今日は域外適用という用語自体についてと，それから国際事件への競争法の適用の日常化についての2つを申し上げたいと思っています。

最初に「域外適用」( Extraterritorial Application ) という用語についてですが，これは法令で用いられている用語ではありません。どういうことかということ，一般的には明確な定義がないということです。したがって，もちろん法律に詳しい方はそうではないでしょうが，一般には様々なイメージで理解されている可能性があるのではないかと思います。

例えば外資系事業者への自国競争法の適用を域外適用と言う方はいらっしゃるかもしれませんが，外国企業へ適用することを域外適用と思っている方はもしかしたらないわけではないかもしれませんが。それから，松下先生もおっしゃっていましたが，外国での行為への自国競争法の適用，これが標準だと思います。さらに，自国からの輸出に影響のある行為への自国競争法の適用，ここが恐らく少し問題点となるところになると思うのですが，こういうものも含めるか含めないか，やってよいかという話で議論になる場合もあり，その他さまざまなイメージで理解されている可能性があるというふうに思っています。

このように域外適用には明確な定義がないため，次のような立場が出てきます。これは白石忠志先生の最近の本『独占禁止法』( 有斐閣 / 平成 18 年 ) に書かれているのですが，「『域外適用』という用語は使わない。なぜなら『域外適用』であるかどうかは，法的帰結に何ら影響も与えないからである。『域外適用』概念に事件が該当するか否かを論じても，法的には全く意味はない」と記載されています。

これは一つの見識であり，理論的にはそうかと思います。ただ，法執行にかかわっている実務家からみれば，そうはいつでもやはり自国内で完結していない行為の場合は，自国内で完結している行為にはない論点があるのではないかと思います。例えば，外国主権との衝突は，国内の事件では考えなくてもいいのですが，自国内で完結していない場合にはあるでしょう。また，そもそも行政処分を出したら本当に実行できるのかなど，これは手続と実体規定の話が混ざってしまっているかとは思いますが，やはり違う論点になります。それから調査権限の行使ができるのかとか任意調査が可能かとか，そういった国内事件ではまず考えないことを実際に法執行するとなると考えなければ

ばならないということはあるかと思えます。

したがって当たり前の結論ですが、1つは「域外適用」という言葉を見たら、どのような意味で用いているかを意識する必要があるでしょう。もう1つは、自分が使うときもどのような意味で用いているかをはっきりと示していかなければならないのではないかと思います。今日も松下先生のお話がありましたが、最初に「域外適用とはこういうものです」と言ってからしゃべるようにしないと入口で議論が混乱してしまうことがあるかと思えます。

それからもう1つ、国際事件への競争法の適用の日常化についてですが、既にお話がありましており、これまでは主としてアメリカが自国の反トラスト法を外国での行為に適用しようとしてきて、いろいろなことが起きていました。そしてこれにヨーロッパなどが反発し、対抗立法ができるなどしてきました。これに対して消極礼讓 (negative comity) や積極礼讓 (positive comity) といった考え方が出てきたわけです。

しかし最近では、これはいわゆる域外適用事案ではありませんが、例えばマイクロソフトにEUが措置を執るなどし、それに対してアメリカが反発するということが起きています。これはやはり30年前にはなかった動きでしょう。

それから、これも域外適用といえるかどうかはわかりませんが、EUが外国の事業者に適用するケースがあります。最近になってからかというところでもなく、1991年10月のDe Havilland ケースという企業結合案件があります。そもそもEUの企業結合規制は1989年にルールができ、1990年から始まったので新しいことは新しいのですが、その後、最初に禁止された事案がこのDe Havilland ケースなのです。これはフランスとイタリアの会社がカナダの会社を買収するという案件でした。このような案件が、EUが企業結合規則を施行したときから出てきています。

最近の競争を巡る状況は、2つの用語で説明できるのではないかと思います。1つが競争法の拡大です。これは特に、まさに1990年代以降、競争法を導入している国・地域が増えてきたということです。もう1つが競争法の深化です。これは先進国の競争当局間の具体的な法執行での協力が進んでいるということです。

「拡大」のほうですが、これは最近の『The Antitrust Bulletin』に出ていたので載せています。これによると、競争法を有する国の数が1980年までは26になっています。このうちhigh income states という分類の中では19です。ほとんどが先進国に近い国々です。その後80年代にはプラス9、90年代にはプラス59というふうに、非常にできておりまして、そして、2004年までで101というのがこの論文に書かれている数です。

ただ、この1980年までの26というのはかなり多い数字ではないかと私は思っています。上杉秋則前公正取引委員会事務総長が『独禁法の来し方・行く末 支流から本流への歩み』(第一法規/平成19年)という本を書かれています。この中で、1970年当時、つまり1980年の10年前の公正取引委員会の資料では独禁法を持っている国の数は30になっているが、これは相当多過ぎますと言っています。この30というのは80年代の26とそう違いませんから、両者は似たような数字でしょう。しかし、競争法を有する国の定義を「包括的な競争法、つまりカルテルや反競争的単独行為の禁止規定や、企業結合規制がある競争法を持っていて、かつそれを執行する専門の競争当

局がある」として考えると、1970年頃ではアメリカとカナダと西ドイツと日本の4国しかないと書かれています。

ですから、この26という数字は相当大きいのですが、現在の約100という数字は恐らく結構当たっているでしょう。それくらい増えているということです。

そうなるとうなるかという、当然、国際的な案件に対し、自国競争法を適用する、または適用する可能性のある競争当局が増加するわけです。また競争法ができれば、競争法というのは、最近皆似たような意識でつくられていますので、各国間での競争法に関する共通の認識ができてきます。しかも、技術協力や先ほど出た国際競争ネットワークなどいろいろあって、盛んに意見交換等を行っていますので、より共通の認識ができてくることになります。

そして深化のほうですが、これはまさにリーニエンシー制度もあり、協力事案が非常に増大していますし、それから二国間独禁協力協定も非常に増えてきています。日本の場合でも協定が3つ、それからEPA（Economic Partnership Agreement：経済連携協定）の競争章ということで、こんなに増えてきているということです。

そうなるとうなるかという、各国（各地域）が共通の基盤に立つ競争法を持ち、独立した競争当局が協力して、効果的な法執行を行っていくということになってきます。これが国際事件への競争法の適用の日常化につながっていきます。国内も国際も関係ないと言い過ぎですが、「効果的な法執行をするためにはどうすればいいか」と各国が考えるようになれば、その行為があったときにどの国の競争当局がどの法律を適用するかということは関係がなくなる、つまり、どれが一番有効な法律を使ってそういう反競争的なものをなくしていけばいいということになるわけです。

そうすると、国際的な事案への自国競争法の適用が国際的な問題になることはなくなるのではないかというふうに考えられないでしょうか。先ほど松下先生が最後におっしゃっていた「最近紛争が減ってきている」という話と偶然にも最後が一致したようで、非常にうれしく思っている次第でございます。どうもありがとうございました。

鈴村：菅久さん、どうもありがとうございました。

#### 4．質疑応答

( 16 : 15 ~ 16 : 30 )

鈴村：非常にコンプリメンタリーなコメントをいただいて、しかし最後のところでは調和したというふうに思いますが、松下先生のほうから何か意見はございますでしょうか。もしありましたら、まずそこからお願いします。

松下：いや、もうよろしいです。

鈴村：では、時間は限りがありますが、フロアーのほうから御質問があればお受けします。全体としての限界がありますので、できるだけ簡潔に、最初にお名前と所属をおっしゃった上でよろしくお願いいいたします。マイクを回してください。どうぞ。

質問者 A：松下先生、それからコメンテーターの国際課長、双方に御質問させていただきます。

御両名の今日のプレゼンテーションは国際的な競争法の収斂において、国際カルテルなどの摘発が最近非常に多くなっているということでした。米国や E U では巨額の罰金が科されているのに対し、我が国では国際カルテルはほとんど問題になっておらず、少なくとも警告で終わり、排除命令すら出されていない、また課徴金が課されていないという実情をどのようにお考えになっているでしょうか。

1 つには、日本ではリーニエンシーがごく最近導入されたばかりで、従来はリーニエンシーによる国際カルテルの情報が少なかったということがあるでしょう。また、日本の独禁法の除斥期間は現在 3 年であり、米国や E U のように 5 年という期間がないために、摘発しても除斥期間のために排除命令が下せないということもあるでしょう。今回、公取委が提案されようとしている独禁法の再改正が実現し、除斥期間が 5 年になれば、それは解決されるかと思えます。

どのようにすれば日本も米国や E U と同じように、国際カルテルの摘発をもっと多くし、それに対し制裁を科すことができるかということについての見解をお願いします。

松下：これは国際課長にお答えいただいたほうがよいかと思えます。

菅久：実際、国際課というのは審査の現場とは切り離されておりまして、公正取引委員会は情報管理がしっかりしていますので、私も具体的にはわからないところがあります。私の考えでは、リーニエンシー制度が入ってからまだ数年であり、基本的には事件というのは証拠の問題、情報の問題です。情報を得てから最終的に公表されるまで時間がかかりますので、恐らくこれからであろうと思っています。また、E U の制裁金額が巨額化したのはそれほど昔からではありません。そういう意味では日本もそれほど遅れていない状態で、先進的な競争当局として、これからきちんと成果を得ていくのだらうと私は思っております。

鈴村：ほかに御質問がございましたら挙手をお願いします。

松下：それでは少しよろしいですか。

鈴村：では、松下先生をお願いします。

松下：今の国際課長のお話に対し少し付け加えて申し上げます。今、私は大学で教える傍ら、若干法律事務所などにも関係しておりますが、こういうところでも実際に進行中の案件は幾つかあります。調査を受けているとか、そういうものは結構あるにはあるのです。

ですから、やはりこれは過渡期ということだと思います。時間もかかりますし、すぐに結果が出るわけではありませんが、アメリカで調査が始まり、日本でも調査があるとすると、アメリカの調査と日本の調査と関係が2つあるので、ヨーロッパとかはここでどのように対応するかといった問題が実際に出てきています。ですから、日本でやっていないということではなく、まだ現在進行形ということではないかと私は思います。

鈴村：ありがとうございました。そちらで手が挙がっていると思います。どうぞ。

質問者B：今日は貴重なお話をありがとうございました。今後について考えますと、各国独禁法が普及するのはいいのですが、やはり政策目的や理念などが相互に異なることによって衝突するのではないかと懸念されるように思われます。最近の1つの例は先生が話題に上げられたEUにおけるマイクロソフトの問題ですが、これはEUの競争法と米国の反トラスト法との理念の違い、目的の違い、法の利益の違い、いろいろと衝突しているところではないかと思いません。

こういうことだとすると、今後それをどう調整していくのか、特に独禁当局として、何かそういうところを調整していくお考えがおありなのか、国際課長にお伺いしたいと思います。

菅久：私の考えでは今、国際間の意思疎通が昔に比べて非常に盛んになっています。ICNという組織がまさにそうなのですが、電話会議などを頻繁にしており、今お話がありました単独行為、カルテル、合併といったことについて、最終的には自発的な収斂を目指し、「いいやり方はこうだ」という議論をずっとしています。

したがって、少なくとも昔に比べると、競争法の目的や内容についての各国間の意識の違いは極めて小さくなっていると私は思っています。例えばカルテルの禁止などは基本的に共通しています。ある意味で残っている分野が単独行為の分野で、その単独行為の分野に当たるのがマイクロソフトの事件だと思います。ただ、マイクロソフトのケースもよく見てみると、相互運用性の情報の開示やそういったものが重要というところではアメリカとの違いもありません。これは私個人の



印象ですが、程度の違いなどはあるけれども、右と左で理念が違うという状態には少なくとも今はないのではないかと考えております。

調整の仕方は国際間で強制するわけにはいきません。ICNや、またOECDもUNCTADもみんなそうですが、いろいろな会合が盛んに行われていますので、そういうところで意見交換等を繰り返すことで自然に進んできているのではないかと考えております。

松下：簡単に申し上げますと、1つはどのくらいのタイムスパンでみるかという問題だと思います。例えば1950年代の域外適用の衝突などはマイクロソフトどころの騒ぎではなく、大変な衝突でした。スイス・カルテル事件は、スイスが産業政策として時計のカルテルを実行し、これを米国司法省が違反としたものです。そうすると、これはもう根本的な対立になったわけです。ところがマイクロソフト事件や先ほどのGE/Honeywell事件の場合などは、見解の相違ではありますが、それに比べれば大したことはないと言うと少し語弊があるかもしれませんが、それほど大きな違いはありません。

若干エンファシスが違って、ヨーロッパの場合はやはりドミナント・ポリシーの問題で、アメリカの場合にはこれがユーザーや消費者にどういうメリットがあるかという問題であるところが少し違います。しかし、根本的な違いはそう大きくないでしょう。

それに私の理解では、ヨーロッパ側も最近は経済分析を重視する方向に動いていますから、やはりそこで一種の収斂があるのではないかとということで、私はそれほど深刻な問題にはならないのではないかと考えています。

鈴村：ありがとうございました。もしございましたら、あと1つだけ、できるだけ短い御質問をお受けいたしますが、いかがでしょうか。それでは、できるだけ簡潔にお願いします。

質問者C：EUではインプリメントという履行みたいなもの、行為が必要だとおっしゃっていますが、アルコア事件のように、行為がなく効果だけ及ぶような場合においてもEUで規制することができるのかということと、効果だけが及ぶものに対し、日本の独禁法でどのように規制するかということについてお伺いしたいと思います。

松下：実はインプリメンテーションがどこまでいくかというのは私もよくわからないのですが、いずれにせよ、インプリメンテーションという以上は単に経済的効果及んだというだけでは不十分なのではないでしょうか。ですから、恐らくそういう意味ではアルコア事件のほうが広いと言えるでしょうし、それから、ドイツの競争制限禁止法のほうが広いということもいえるだろうと思います。

ドイツ、米国はそういうことなのですが、ただ、域外適用された案件をみると、やはり米国などの事件でも抽象的なことをしているわけではなく、実際に外国企業が米国で何かをしているわけです。そういう場合に適用しているということですから、アルコア事件の管轄権の理論というのはある意味では抽象論なのです。あのとおり適用しているのではなく、米国の中で何かを実際にしてい

る場合に適用している。こういう現実もあるということです。  
ですから私は、実際の違いはそれほど大きくないと思います。

鈴村：まだ御議論があるとは思いますが時間がまいりましたので、松下先生、それから菅久課長に対して我々の感謝を表したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

## 5 . クロージング

競争政策研究センター所長 鈴村 興太郎 氏

鈴村：競争政策研究センターのほうから幾つか案内をさせていただきます。

冒頭申しましたように、センターではこういう公開セミナーを開催させていただいておりますが、同時に年一度、国際シンポジウムもかなり大きな規模で開催してまいりました。センターが発足して5年目にかかっていますが、来年3月7日と日にちも決定いたしました第5回国際シンポジウムを今回は「競争法と経済成長」を中心テーマとして開催させていただくことになっております。毎回米国およびヨーロッパと、もちろん日本からも1名基調講演者をお迎えし、そこでとりわけ焦点を当てられた問題を巡り参加者をもう少し増やしてパネルディスカッションをするという構造で行っています。来年3月はニューヨーク大学から Lawrence White 教授、それからフランスのトゥールーズ大学から Marc Ivaldi 教授をお迎えするというので、基調講演者が確定したところです。

3月7日でございます。しっかりと手帳にお書きいただいて、またこういう御関心をぜひ我々にぶつけていただいて、日本の競争政策と競争法に関する情報の交換と意見の討議をさせていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(終了)